

平成29年第2回上富田町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 平成29年6月8日午前9時29分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

1番	松井孝恵	2番	谷端清
3番	樫木正行	4番	山本明生
5番	九鬼裕見子	6番	大石哲雄
7番	畑山豊	8番	奥田誠
9番	沖田公子	10番	榎本敏
11番	木本眞次	12番	吉田盛彦

欠席議員（なし）

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 森岡真輝 局長補佐 樫山裕子

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	小出隆道	教育長	梅本昭二三
会計管理者	水口和洋	総務政策課長	福田睦巳
総務政策課 企画員	中松秀夫	総務政策課 企画員	平尾好孝
総務政策課 企画員	樫原基史	住民生活課長	原宗男
住民生活課 企画員	栗田信孝	住民生活課 企画員	十河貴子
住民生活課 企画員	木村陽子	住民生活課 企画員	宮本真里
産業建設課長	菅谷雄二	産業建設課 企画員	川口孝志
税務課長	橋本秀行	上下水道課長	三栖啓功

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 1 号 上富田町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 報告第 2 号 上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 報告第 3 号 平成 28 年度上富田町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 7 報告第 4 号 平成 28 年度上富田町一般会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第 8 報告第 5 号 平成 28 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第 3 号）
- 日程第 9 報告第 6 号 平成 28 年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 4 号）
- 日程第 10 報告第 7 号 平成 28 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第 3 号）
- 日程第 11 報告第 8 号 平成 28 年度上富田町特別会計診療所事業補正予算（第 2 号）
- 日程第 12 報告第 9 号 平成 28 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第 4 号）
- 日程第 13 報告第 10 号 平成 28 年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第 2 号）
- 日程第 14 報告第 11 号 平成 28 年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第 4 号）
- 日程第 15 報告第 12 号 平成 28 年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第 4 号）
- 日程第 16 報告第 13 号 平成 29 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 17 報告第 14 号 平成 29 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 18 報告第 15 号 平成 29 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補

正予算（第 1 号）

- 日程第 1 9 議案第 3 6 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 0 議案第 3 7 号 上富田町集会所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 1 議案第 3 8 号 上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 2 議案第 3 9 号 上富田文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 3 議案第 4 0 号 平成 2 9 年度上富田町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 4 議案第 4 1 号 町道路線の認定について

△開 会 午前 9 時 2 9 分

○議長（山本明生）

皆さん、おはようございます。

平成 2 9 年第 2 回定例会を開会するに当たりまして、議員各位のご出席をいただき、開会できますことを厚く御礼申し上げます。

ただいまの出席議員は 1 2 名であります。

山本副町長より欠席届が出ておりますので、ご報告いたします。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成 2 9 年第 2 回上富田町議会定例会を開会します。

日程に入るに先立ちまして、5 月から 1 0 月までクールビズ期間となっております。上富田町議会でも、電力節減に対応し、6 月から 9 月定例会までクールビズとしてノーネクタイで会議することを決定し、それに伴いまして本会議ではノーネクタイとさせていただきますので、ご理解をお願いいたします。

なお、暑いときは、議長判断により上着をとっていただくことになっております。本日は上着をとっていただいて結構かと思えます。当局の方も上着をとっていただいて結構です。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（山本明生）

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 1 9 条の規定により、議長において 6 番、大石哲雄君、7 番、畑山 豊君を指名します。

△日程第 2 会期の決定

○議長（山本明生）

日程第 2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 6 月 1 6 日までの 9 日間にしたいと思いますので、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、会期は9日間に決定しました。

△日程第3 諸般の報告

○議長（山本明生）

日程第3 諸般の報告をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（森岡真輝）

諸般の報告をいたします。

平成29年3月定例会以降の議員活動並びに議員派遣の件及び地方自治法第121条の規定により出席要求した6月定例会の説明員については、お手元に配付しています。

次に、本定例会の一般質問の通告の締め切りは本日6月8日午後3時までとなっていますので、質問内容を具体的に、また討論の方式も記入の上、通告されますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（山本明生）

これで諸般の報告を終わります。

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

おはようございます。

開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに平成29年第2回上富田町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私ともまことに忙しい中ご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、平素は町政発展のため格別のご尽力とご協力を賜り、重ねて深く御礼を申し上げます。

先ほど議長さんからお話がありました副町長欠席の件でございますが、既に常任委員会で説明しています町の歌につきましては、お世話をいただいております酒井プロデューサーより本日6月8日、きょうになりますけれども、町の歌、坂本冬美のレコーディングをするんで来てほしいよという、立ち会いをしてほしいよと要望がございまして、山本副町長と教育委員会の職員を東京へ出張させましたので、山本副町長につきましては本日欠席をさせていただくということで、ご了解をお願いしたいと思います。

また、酒井プロデューサーより、このときに、仮に町の歌をCDでつくってあるんで、

もう本人が吹き込んでおります。この歌の送付を受けております。できましたら全員協議会の日にこの歌につきましては、本番の歌ではないんですけども、聞いていただけるようお願いしたいと思います。

本題に戻ります。

本年も梅の収穫時期となっておりますが、J A紀南では小梅を5月10日より、古城を5月18日から、南高は5月20日から荷受けを開始しております。その状況についてでございますけれども、J A紀南や生産者から話を聞きますと、全体的には生育が1週間から10日おくらしているため最終的には生産量に影響が出るんではないかと考えられます。これらの状況では、29年度の青梅の収穫量はやや少ない状況になると考えております。

次に、平成29年度春の叙勲で澤田伸氏が、上富田町消防団長として長年ご尽力された功績により瑞宝双光章を受章されました。町主催の祝賀会を予定していましたが、本人より辞退したい旨の申し出がありましたので、今回皆様方にご報告させていただき、披露させていただきます。

次に、常任委員会で平成28年度の決算の状況を説明しておりますが、平成28年度は地方創生事業の実施や学校給食センター建設に伴う一般財源が多額となり、財政調整基金からの繰り入れと地方債を発行して財源充当を行うこととし、本定例会に上程する28年度一般会計補正予算——平成29年3月31日に専決しておりますけれども——においてそのようになっております。

その後のことでございますが、学校給食の予算の内示が年度途中だったことから平成29年度へ繰り越しを行ったため、平成28年度一般会計の決算では財政調整基金や減債基金から繰り入れすることなしに、その結果、両基金の残額は13億7,304万5,000円となります。町債の年度別現在高につきましても、学校給食施設整備事業債の大部分が平成29年度に繰り越しとなるため63億5,091万1,000円となり、27年度より1億2,221万8,000円の減額となっております。

なお、実質収支は8,700万円程度の黒字決算になる見込みでございます。

大変厳しい財政状況の中、議員各位のご理解とご協力のもと、税収の確保や行財政改革に職員一丸となって取り組んだ成果が顕著にあらわれたものと評価しているところでございます。

さて、本定例会に上程しご審議をお願いします議案につきましては、報告事項としましては条例の一部改正が2件、平成28年度一般会計・特別会計補正予算が9件、繰越明許費繰越計算書が1件、平成29年度特別会計補正予算が3件、条例の一部改正が4件、平成29年度一般会計補正予算が1件、町道路線認定が1件の計21件を上程して

います。

なお、追加議案としまして、上富田町教育委員会委員の任命について本定例会へ上程させていただきますので、何とぞご承認を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、諸議案につきまして、その概要を説明申し上げます。

報告第1号につきましては、上富田町税条例の一部を改正する条例でございます。この条例は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い本条例の一部を改正するもので、3月31日付専決処分しましたのでその報告をし、承認を求めます。改正の概要は、被災住宅用地に係る固定資産税の特例措置の拡充や、企業指導型保育事業の用に供する固定資産税の特例措置の新設等の改正であります。

次に、報告第2号につきましては、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。この条例は、地方税法施行令の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして本条例の一部を改正するもので、3月31日付で専決処分しました。その報告をし、承認を求めるものでございます。改正の概要は、国民健康保険税における軽減措置の対象となる判定所得基準額の引き上げに伴う改正でございます。

次に、報告第3号につきましては、平成28年度上富田町一般会計補正予算（第8号）でございます。今回の補正は、各事業費の精査及び平成28年度の実質収支を見込んだ最終予算で、補正前の額から2億4,349万7,000円を減額し、予算総額を66億7,020万円と定め、3月31日付で専決処分しましたので、それを報告し、承認を求めるものでございます。

次に、報告第4号につきましては、平成28年度上富田町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。今回、個人番号カード交付事業、臨時福祉給付金等給付事業、学校給食施設整備事業につきまして、年度内に事業が完成しなかったため平成29年度へ9億7,003万3,000円を繰り越ししましたので、その繰越明許費について報告するものでございます。

次に、報告第5号、平成28年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）から報告第12号、平成28年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第4号）までの特別会計に係る補正予算につきましては、各会計の精査及び実質収支を見込んだ最終予算であり、それぞれ3月31日付で専決処分しましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

次に、報告第13号から報告第15号までにつきましては、平成29年度上富田町特別会計宅地造成事業、宅地取得資金貸付事業、住宅新築資金貸付事業の補正予算（第1号）でございます。それぞれの会計で平成28年度の決算において歳入不足が生じたため、5月31日付で専決処分し、前年度繰上充用金をもって充当補填しましたので、こ

れを報告し、承認を求めるものでございます。

次に、議案第３６号につきましては、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案でございます。この条例は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第３７号につきましては、上富田町集会所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案でございます。この条例は、下ノ岡町内会より、下ノ岡生活改善センターを町内会館として現に使用しており、町条例に追加してほしい旨の申し出がありましたことから、本条例に上富田町下ノ岡会館として追加するための一部改正でございます。

次に、議案第３８号につきましては、上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案でございます。この条例は、上富田スポーツセンター内にスポーツサロンが完成したことから、使用料を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。また、あわせて使用料の前納のただし書きについて見直しを行うものであります。

次に、議案第３９号につきましては、上富田文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案でございます。この条例は、上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の改正と同様に、文化会館の使用料の前納についての緩和条件であるただし書きを追加するため、一部を改正するものでございます。

次に、議案第４０号につきましては、平成２９年度上富田町一般会計補正予算（第１号）でございます。今回、補正前の額に５，５６９万９，０００円を追加し、予算総額を５８億５，３６９万９，０００円と定めています。補正予算の主な内容は、番号制度関連システム改修委託料２３９万４，０００円、地方創生推進交付金事業において観光ツアー企画事業としてワークショップの開催経費や観光ツアー企画の委託料等で１，５１１万円、また、くちくまの熱中塾事業としまして生馬公民館芦山分館の改修経費等で１，１１０万円、道路橋梁維持費で維持補修工事請負費２，０００万円を措置しています。

次に、議案第４１号につきましては町道路線の認定についてでございます。本議案は、緑ヶ丘４号線延長２７５．２９メートル、緑ヶ丘４号支線４０．８３メートルについて町道路線の認定をお願いするものでございます。

以上が本定例会に上程します諸議案の概要でございます。

詳細につきましては担当課長及び企画員より説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますよう何とぞよろしくお願いいたします。

なお、４月１日付けの人事異動につきましては、本定例会に出席していますので、総

務政策課長より異動発令をした企画員を紹介させます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（山本明生）

総務政策課長より発言を求められていますので、これを許可します。

総務政策課長、福田君。

○総務政策課長（福田睦巳）

おはようございます。

それでは、4月1日付で人事異動の発令をしましたので、企画員の紹介をさせていただきます。

総務政策課企画員行政グループ長兼防災国土強靱化グループ長の中松秀夫です。

○総務政策課企画員（中松秀夫）

中松です。よろしくお願いします。

○総務政策課長（福田睦巳）

住民生活課企画員生活グループ長の栗田信孝です。

○住民生活課企画員（栗田信孝）

栗田です。よろしくお願いします。

○総務政策課長（福田睦巳）

住民生活課企画員生活グループの十河貴子です。

○住民生活課企画員（十河貴子）

十河です。よろしくお願いします。

○総務政策課長（福田睦巳）

以上になります。今後ともご指導賜りますようお願い申し上げます。

△日程第4 報告第1号～日程第24 議案第41号

○議長（山本明生）

この際、日程第4 報告第1号、上富田町税条例の一部を改正する条例の件についての件から日程第24 議案第41号、町道路線の認定についての件まで、21件を一括議題とします。

当局より説明を求めます。

税務課長、橋本君。

○税務課長（橋本秀行）

おはようございます。

私からは、報告第1号並びに第2号をご説明いたします。

報告第1号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記。

専決第1号、上富田町税条例の一部を改正する条例。

平成29年6月8日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第1号、上富田町税条例の一部を改正する条例。

上富田町税条例の一部を別紙のように改正する。

平成29年3月31日専決、上富田町長小出隆道。

1ページをお願いします。

上富田町税条例の一部を改正する条例。

上富田町税条例の一部改正。

上富田町税条例の一部を次のように改正する。

まず、改正条例の趣旨及び内容につきましてご説明いたします。

地方税法等の一部を改正する総務省令が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、同日付にて本条例の一部を改正し専決処分を執行したので、その報告をし、承認を求めるものでございます。

このたびの改正内容につきましては、合計19項の条文改正となっております。お時間の都合によりまして、説明の主要ポイント5項目を抜粋させていただき、その他の改正内容につきましては割愛させていただきますので、ご了承いただきましてお目通しをよろしくお願いいたします。

それでは、各条の主要ポイントにつきまして参考資料の新旧対照表でご説明いたしますので、10ページをお願いします。

まず、第33条第4項の規定です。この規定は、特定配当所得等の住民税課税方式の選択に係る所要規定の整備となっております。内容は、株式等に係る特定配当所得等につきまして、通常は確定申告を提出することによりまして申告業務が完了しますんですけれども、住民税の納税通知書が送達される日までに配当所得等に係る申告書を確定申告とは別に住民税申告で提出することにより、所得税と異なる課税方法、いわゆる総合課税、申告分離課税、申告不要制度を選択することが明確化された改正規定でございます。

次に、同条第6項の規定につきましては、特定株式等譲渡所得の規定となっておりますので説明を割愛させていただきます。

続きまして、１９ページから２０ページをお願いいたします。

第７４条の２の規定につきましては、被災市街地復興推進地域に定められた場合に、震災等発生後４年の部分に限り特例措置を適用する常設規定となっております。内容につきましては、住宅が震災等の理由により滅失、損害した土地につきまして、被災市街地復興推進地域に定められた場合、当該土地を住宅用地として使用できないと認められるときですけれども、震災等発生後４年の部分に限り固定資産税を該当土地を住宅用地とみなすという常設規定の整備でございます。

なお、この改正は、平成２８年４月１日以降に生じた震災等の理由によりまして、被災住宅用地に係る固定資産税について適用となっております。

続きまして、２１ページ下段をお願いします。

附則第１０条の２の規定でございまして、地方税法附則第１５条第３３項から第３２項の項ずれに伴う改正となっております。

町条例につきましては、附則第１０条の２の２項から６項までの項ずれ規定の整備でございます。内容につきましては、再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産の課税表示の特例の規定でございます。

続きまして、２２ページ上段をお願いいたします。

附則第１０条の２の７項の規定でございまして、これはわがまち特例の割合を導入する規定となっております。

喫緊の課題であります保育の受け皿の整備等を促進するため、税制上の特例措置として、企業主導型保育事業の施設等に係る固定資産税について新設規定となっております。根拠法令につきましては、地方税法附則第１５条第４４項の規定となっております。内容につきましては、子ども・子育て支援法に基づく内閣府の補助を受けた事業主等が保育施設を設置する場合、施設等の固定資産に係る課税標準額を最初の５年価格に２分の１の割合を乗じて得た額とする特例措置でございます。

また、この内閣府の補助開始対象期間は平成２９年４月１日から平成３１年３月３１日の期間と限定されていますので、ご留意してください。

なお、この改正は、平成３０年度以降の固定資産税について適用となっております。

続きまして、２６ページ下段から２７ページをお願いいたします。

附則第１６条の改正規定につきましては、軽自動車税のグリーン化特例軽課の２年延長に係る新設規定でございます。内容につきましては、軽自動車税において、燃費性能等のすぐれた新車に限り、取得した日の属する年度の翌年度部分の税率を軽減するという内容でございます。いわゆる軽課の特例として、適用期限を２年延長する内容で同条第５号から第７号の新設規定となっております。ただし、特例対象年度は平成２９

年度から平成30年度部分となりまして、取得年の翌年度部分に限ります。

続きまして、28ページをお願いいたします。

附則第16条の2の規定は、軽自動車税の賦課徴収の特例についての新設でございます。内容につきましては、自動車製作者等の不正行為に起因し軽自動車税の納付不足額が発生した場合には所要の規定を講ずるという新設でございます。また、同条第3項は、不足額に対して100分の10の割合を加算するという内容の規定でございます。

恐れ入りますが、改正文8ページ中段へお戻りください。

附則第1条におきまして、この条例は平成29年4月1日から施行することとなっております。

また、附則第2条に町民税、第3条に固定資産税並びに第4条には軽自動車税に関する経過措置を定めておりますので、お目通しのほどよろしくをお願いいたします。

以上で説明を終わります。何とぞご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、報告第2号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記。

専決第2号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

平成29年6月8日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第2号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上富田町国民健康保険税条例の一部を別紙のように改正する。

平成29年3月31日専決、上富田町長小出隆道。

1ページをお願いします。

上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上富田町国民健康保険税条例の一部改正。

上富田町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

このたびの地方税法施行令の一部を改正する総務省令が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、同日付におきまして本条例の一部を改正し専決処分をしましたので、その報告をし、承認を求めるものでございます。

それでは、改正内容を説明いたします。

国民健康保険税につきましては応益割と応能割の合計額によって課税されておりますが、低所得者及び担税力が特に不足している被保険者を救済するため、世帯の合計の所得が一定額以下の場合には応益割の部分、いわゆる被保険者均等割、世帯別平等割の税

額につきましては原則 7 割、5 割、2 割の軽減を行っております。このたびの改正では、経済動向等を踏まえまして国保税の軽減判定所得の基準を見直すという内容になっております。5 割軽減対象世帯の被保険者数に乗ずるべき加算額を 2 6 万 5, 0 0 0 円から 5, 0 0 0 円引き上げの 2 7 万円に、また、2 割軽減対象世帯に係る被保険者に乗ずるべき加算額を 4 8 万円から 1 万円引き上げ 4 9 万円とした軽減対象者を拡大する措置となっております。

附則第 1 条におきまして、この条例は平成 2 9 年 4 月 1 日から施行することとしております。また、附則第 2 条には適用区分の規定並びに参考資料として改正区分の新旧対照表を 2 ページ掲載しておりますので、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（山本明生）

総務政策課、樫原君。

○総務政策課企画員（樫原基史）

よろしくお願いいたします。

私からは、報告第 3 号、第 4 号につきましてご説明いたします。

報告第 3 号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記。

専決第 3 号、平成 2 8 年度上富田町一般会計補正予算（第 8 号）。

平成 2 9 年 6 月 8 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

専決第 3 号、平成 2 8 年度上富田町一般会計補正予算（第 8 号）。

平成 2 8 年度上富田町の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 億 4, 3 4 9 万 7, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 6 億 7, 0 2 0 万円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第 2 条、地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更、廃止は、「第3表 地方債補正」による。

平成29年3月31日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」でございます。

歳入につきましては、1款町税では、補正前の額から今回1,136万4,000円を減額し、14億9,333万8,000円と定めてございます。

3款利子割交付金では、補正前の額から177万3,000円を減額。

4款配当割交付金では、補正前の額から904万7,000円を減額。

5款株式等譲渡所得割交付金では、補正前の額から501万2,000円を減額。

7款ゴルフ場利用税交付金では、補正前の額から194万8,000円を減額。

11款交通安全対策特別交付金では、補正前の額から32万7,000円を減額。

12款分担金及び負担金では、補正前の額に345万9,000円を追加。

13款使用料及び手数料では、補正前の額から1,835万6,000円を減額。

14款国庫支出金では、補正前の額から1,932万8,000円を減額。

15款県支出金では、補正前の額から2,438万9,000円を減額。

16款財産収入では、補正前の額に516万円を追加。

17款寄付金では、補正前の額に483万9,000円を追加。

18款繰入金では、補正前の額から1億8,333万4,000円を減額。

20款諸収入では、補正前の額に2,353万3,000円を追加。

21款町債では、補正前の額から561万円を減額。

歳入合計では、補正前の額から今回2億4,349万7,000円を減額し、66億7,020万円と定めてございます。

次のページをお願いいたします。

歳出につきまして、1款議会費では、補正前の額から今回217万9,000円を減額し、8,443万1,000円と定めてございます。

2款総務費では、補正前の額から1,607万円を減額。

3款民生費では、補正前の額から1億1,992万7,000円を減額。

4款衛生費では、補正前の額から3,431万8,000円を減額。

5款農林水産業費では、補正前の額から2,531万円を減額。

6款商工費では、補正前の額から235万7,000円を減額。

7款土木費では、補正前の額から2,376万8,000円を減額。

8款消防費では、補正前の額に418万4,000円を追加。

9款教育費では、補正前の額から643万9,000円を減額。

10款災害復旧費では、補正前の額から666万9,000円を減額。

11款公債費では、補正前の額から1,064万4,000円を減額。

歳出合計では、補正前の額から今回2億4,349万7,000円を減額し、66億7,020万円と定めてございます。

次のページをお願いいたします。

「第2表 繰越明許費」でございます。

年度内に事業が完成しなかったため、次年度へ繰り越す分でございます。

2款総務費の個人番号カード交付事業で136万2,000円。

3款民生費の臨時福祉給付金等給付事業で6,417万9,000円。

9款教育費の学校給食施設整備事業で9億449万2,000円。

3事業合計で9億7,003万3,000円となっております。

次の7ページをお願いいたします。

「第3表 地方債補正」でございます。

まず、変更では、統合保育所建設事業につきまして、限度額に1,490万円を追加し、1億4,040万円と定めてございます。

地方道路等整備事業につきましては、限度額を400万円減額し1,760万円に。

道路橋梁等整備事業につきましては、限度額を850万円減額し360万円に。

消防設備整備事業につきましては、限度額を10万円減額し180万円に。

臨時財政対策債につきましては、限度額を61万円減額し1億9,939万円に。

学校給食施設整備事業につきましては、限度額に1,180万円追加し7億7,950万円に。

公共土木施設災害復旧事業につきましては、限度額を170万円減額し420万円に。

地方創生事業につきましては、限度額に970万円を追加し3,270万円としてございます。

次のページをお願いいたします。

次、廃止でございます。

災害援護資金につきましては、限度額350万円を廃止としてございます。

次の9ページをお願いいたします。

「歳入歳出補正予算事項別明細書」。

総括につきまして、今回の補正は、各事業費の精査及び実質収支を見込んだ最終補正となっております。このページから11ページにつきましてはお目通しをお願いいたします。

それでは、各内訳につきまして歳出から説明させていただきますので、38ページを

お願いいたします。

38ページ、歳出につきまして、1款議会費では、各経費の精査により補正前の額から217万9,000円を減額し、8,443万1,000円と定めてございます。主なものといたしまして、交際費で54万3,000円を減額してございます。

2款総務費の一般会計管理費では、経費の精査により1,370万円を減額してございます。主なものといたしまして、総合事務組合負担金の特別負担金分で572万8,000円を減額、また、職員共済組合負担金で627万8,000円を減額してございます。

次、41ページをお願いいたします。

負担金、補助及び交付金のところで、県からの職員派遣負担金が確定しましたので882万3,000円を措置してございます。

財産管理費では542万8,000円を追加、主なものといたしまして、積立金の小集落改良住宅基金積立金で503万8,000円を追加してございます。

次、42ページをお願いいたします。

防災対策費で、経費の精査により386万3,000円を減額してございます。主なものといたしましては、負担金、補助及び交付金で木造住宅耐震改修費補助金ほかで373万4,000円を減額してございます。

交通安全対策費では、各経費の精査により258万6,000円を減額してございます。

次、44ページをお願いいたします。

企画費では、各経費の精査により8万9,000円を減額。

みんなが学んで花ひらく口熊野かみとんだ事業費では402万8,000円を追加。主なものといたしまして、47ページをお願いいたします。積立金で、さわやか上富田まちづくり基金積立金461万4,000円を追加してございます。

人権推進費では、経費の精査により10万5,000円を減額。

男女共同参画社会推進費では6万7,000円を減額。

地籍調査費では、精査により84万5,000円を減額してございます。

次、48ページをお願いいたします。

税務総務費では経費の精査により10万1,000円を減額。

賦課徴収費では129万円を減額。主なものといたしまして、役務費の土地鑑定手数料で168万5,000円を減額してございます。

戸籍住民基本台帳費では、精査により31万4,000円を減額してございます。

次、50ページをお願いいたします。

選挙管理委員会費では、経費の精査により１１万６，０００円を減額。

参議院議員通常選挙費では１９万８，０００円を減額してございます。

次、５２ページをお願いいたします。

生馬財産区議会議員選挙費では、精査により２００万３，０００円を減額してございます。

基幹統計調査費では、補正額はございませんが、財源内訳の変更をしてございます。

監査委員費では、経費の精査により２４万９，０００円を減額してございます。

次、５４ページをお願いいたします。

３款民生費の社会福祉総務費では、経費の精査により１，６０４万９，０００円を減額。主なものといたしまして、特別会計介護保険繰出金１，４６６万２，０００円を減額してございます。

老人福祉費では、経費の精査により１１５万７，０００円を減額してございます。

次、５６ページをお願いいたします。

障害福祉費では２，６７９万円を減額。主なものといたしまして、扶助費で障害福祉サービス等給付費ほかで２，５３１万円を減額してございます。

社会・児童福祉医療費では４，０４７万８，０００円を減額。主なものといたしまして、５９ページをお願いいたします。繰出金のところで、特別会計国民健康保険事業繰出金で３，２３２万４，０００円を減額、また、特別会計後期高齢者医療繰出金で１１８万９，０００円を減額してございます。

臨時福祉給付金等給付事業では、普通旅費で１万４，０００円追加してございますが、消耗品費で１万４，０００円減額しているため、補正額はゼロとなっております。

児童福祉総務費では、経費の精査により２３万２，０００円を減額してございます。

次、６０ページをお願いいたします。

保育所運営費では、経費の精査により２，１６３万円を減額。主なものといたしまして、賃金で９６９万１，０００円を減額、需用費で７９３万７，０００円を減額してございます。

次、６２ページをお願いいたします。

保育所建設事業費では１５３万９，０００円を追加。主なものといたしまして、統合保育所建築工事請負費で１６１万１，０００円を追加してございます。

児童措置費では、児童手当費で３１１万円を減額してございます。

災害救助費では１，２０２万円を減額してございます。

４款衛生費の保健衛生総務費では、経費の精査により３８２万５，０００円を減額。主なものといたしまして、６５ページをお願いいたします。委託料のところで、妊婦健

診委託料ほかで３４０万８，０００円を減額してございます。

予防費では、経費の精査により７６４万６，０００円の減額。主なものといたしまして、委託料で予防接種委託料や検診委託料ほかで６０１万円を減額してございます。

次、６６ページをお願いいたします。

環境衛生費では、経費の精査により２２６万６，０００円を減額してございます。

清掃総務費では、精査により２，０５８万１，０００円を減額。主なものといたしまして、６９ページをお願いいたします。消耗品で５７０万円を減額。また委託料では、再資源処理委託料ほかで７５５万円を減額してございます。

５款農林水産業費、農業委員会費では、経費の精査により１８２万１，０００円を減額してございます。

次、７０ページをお願いいたします。

農業総務費では１，４５８万４，０００円の減額。主なものといたしまして、特別会計農業集落排水事業繰出金６１４万８，０００円を減額してございます。

農業振興費では６３４万２，０００円を減額。主なものといたしまして、７３ページのところをお願いいたします。負担金、補助及び交付金で中山間地域等直接支払事業交付金ほかで５９０万３，０００円を減額してございます。

畜産振興費では、普通旅費３，０００円を追加。

土地改良施設維持管理適正化事業費では、経費の精査により７７万７，０００円を減額。

小規模土地改良事業費では９，０００円を減額してございます。

林業総務費では、精査により１７８万円を減額してございます。

次、７４ページをお願いいたします。

６款商工費、商工総務費では、経費の精査により２３５万７，０００円を減額してございます。

次、７６ページをお願いいたします。

７款土木費、土木総務費では、経費の精査により７３万１，０００円を減額。

道路橋梁総務費では、精査により１５４万３，０００円を減額してございます。

次、７８ページをお願いいたします。道路橋梁維持費では、経費の精査により１６１万８，０００円を減額。

高速道路対策費では１４万６，０００円を減額。

社会資本整備総合交付金事業費では、橋梁補修工事請負費の減額等によりまして４９万６，０００円を減額してございます。

河川総務費では、経費の精査により３２万７，０００円を減額。

河川改良費では、精査により１８５万２，０００円を減額してございます。

次、８０ページをお願いいたします。

都市計画費では１，０２３万円を減額。主なものといたしまして、特別会計公共下水道事業繰出金１，０１８万８，０００円を減額してございます。

住宅管理費では、経費の精査により２２３万８，０００円を減額。主なものといたしまして、上富田町定住促進住宅基金積立金２１４万円を減額してございます。

公営住宅建設事業費では、精査により１１万８，０００円の減額。

次、８２ページをお願いいたします。

８款消防費の常備消防費では、精査により８万５，０００円を減額。

非常備消防費では４４６万１，０００円を追加。主なものといたしまして、報償費の消防団員退職報償金６２４万４，０００円を追加してございます。

次、８４ページをお願いいたします。

水防費では、精査により１９万２，０００円を減額してございます。

９款教育費、事務局費では、精査により１５８万１，０００円を減額。主なものといたしまして、広域入所認定こども園運営負担金１０６万５，０００円を減額してございます。

２項小学校費の学校管理費では、経費の精査により４９万５，０００円を減額してございます。

次、８６ページをお願いいたします。

教育振興費では、精査により３２万６，０００円を減額してございます。

３項中学校費の学校管理費では６０万円を減額。

教育振興費では１５万８，０００円を減額。

社会教育総務費では１４１万４，０００円を減額してございます。

次、８８ページをお願いいたします。

生涯学習事業費では、精査により１９万３，０００円を減額。

公民館運営費では９万３，０００円を減額してございます。

次、９０ページをお願いいたします。

人権教育推進費では、精査により４万６，０００円を減額。

青少年対策費では４万２，０００円を減額。

児童館運営費では５１万３，０００円を減額。

放課後児童対策費では１０４万９，０００円を減額してございます。

次、９２ページをお願いいたします。

図書館運営費では、精査により１４万７，０００円を減額。

文化会館運営費では１３２万９，０００円を追加。主なものといたしまして、光熱水費で８８万５，０００円を追加してございます。

次、９４ページをお願いいたします。

保健体育総務費では、スポーツサロン等経費の精査によりまして１２万５，０００円を減額してございます。

体育施設管理費では９８万６，０００円を減額してございます。

次、９６ページをお願いいたします。

学校給食施設整備事業費では、今回補正額はございませんが、歳出科目の変更及び財源内訳の変更を行ってございます。

１０款災害復旧費、１項農林水産施設災害復旧費の単独災害復旧事業費では、経費の精査により４１万２，０００円を減額。

現年発生農業用施設災害復旧事業費では３５万３，０００円を減額。

現年発生農地災害復旧事業費では１７万５，０００円を減額してございます。

２項公共土木施設災害復旧費の単独災害復旧事業費では３０万５，０００円を減額。

次、９８ページをお願いいたします。

現年発生公共土木施設災害復旧事業費では５４万２千４，０００円を減額してございます。

１１款公債費、元金では１３万３，０００円を追加。

利子では１，０７７万７，０００円を減額してございます。

次の１００ページ、１０１ページにつきましては、今回の補正に係る給与費明細書となっておりますので、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

続きまして、歳入につきまして説明させていただきますので、１２ページをお願いいたします。

１２ページ、歳入でございます。

歳入につきましては、今回の補正に係る財源となってございます。

１款町税では、固定資産等所在市町村交付金及び納付金で２万５，０００円を減額。

町たばこ税では１，１１５万５，０００円を減額。

入湯税では１８万４，０００円を減額。

３款利子割交付金では１７万７千３，０００円を減額。

４款配当割交付金では９０万４千７，０００円を減額してございます。

次、１４ページをお願いいたします。

５款株式等譲渡所得割交付金では５０万１千２，０００円を減額。

７款ゴルフ場利用税交付金では１９万４千８，０００円を減額。

1 1 款交通安全対策特別交付金では3 2 万7, 0 0 0 円を減額。

1 2 款分担金及び負担金の民生費負担金では2 7 7 万2, 0 0 0 円の追加。保育所運営費負担金の追加でございます。

土木費負担金では5, 0 0 0 円の減額。

農林業費負担金では、土地改良施設維持管理適正化事業負担金1 7 8 万8, 0 0 0 円を措置してございます。

次、1 6 ページをお願いいたします。

災害復旧費分担金では1 0 9 万6, 0 0 0 円を減額。

1 3 款使用料及び手数料、1 項使用料では合計で1 8 4 万7, 0 0 0 円を減額してございます。主なものといたしまして、定住促進住宅使用料現年分で2 5 3 万円減額してございます。

次、1 8 ページをお願いいたします。

2 項手数料では合計で1, 6 5 0 万9, 0 0 0 円を減額。主なものといたしまして、可燃・不燃物収集処理手数料で1, 6 6 2 万6, 0 0 0 円を減額してございます。

次、2 0 ページをお願いいたします。

1 4 款国庫支出金、1 項国庫負担金では合計で1 7 1 万4, 0 0 0 円の減額。主なものといたしまして、障害者自立支援給付費負担金で1 9 4 万円追加、障害児施設措置費（給付費等）負担金で2 1 6 万円を減額してございます。

2 項国庫補助金では、各事業の精査により1, 7 6 0 万4, 0 0 0 円の減額。主なものといたしまして、地方創生推進交付金で9 1 8 万5, 0 0 0 円を減額してございます。

次、2 2 ページをお願いいたします。

土木費国庫補助金全体で7 1 5 万円を減額してございます。

3 項委託金では、次の2 4 ページをお願いいたします。各事業の精査によりまして、合計で1 万円の減額となっております。

1 5 款県支出金、1 項県負担金では、各事業の精査により合計で2 0 9 万5, 0 0 0 円の減額となっております。主なものといたしまして、紀州3 人っこ施策保育料支援負担金で9 8 万6, 0 0 0 円の減額、障害児施設措置費（給付費等）負担金で1 0 8 万円を減額してございます。

2 項県補助金では、各事業の精査により合計で2, 2 3 4 万円を減額。主なものといたしまして、2 6 ページをお願いいたします。民生費県補助金全体で1, 0 8 6 万1, 0 0 0 円を減額、また農林業費県補助金全体で8 6 8 万5, 0 0 0 円の減額となっております。

次、2 8 ページをお願いいたします。

3項委託金では合計で4万6,000円追加。主なものといたしまして、県民の友配布委託金3万8,000円を追加してございます。

16款財産収入の1項財産運用収入の利子及び配当金では、合計3万8,000円を減額。

次、30ページをお願いいたします。

2項財産売払収入の合計では519万8,000円の追加。主なものといたしまして、丹田台改良住宅払下収入で300万8,000円の追加、また砂利販売収入で217万円を追加してございます。

17款寄付金では合計で483万9,000円を追加。主なものといたしまして、さわやか上富田まちづくり寄付金461万7,000円を追加してございます。

18款繰入金の2項基金繰入金では、次の32ページをお願いいたします。各基金繰入金合計で1億8,132万7,000円を減額してございます。

3項財産区繰入金では、生馬財産区議会議員選挙費繰入金で200万7,000円を減額してございます。

20款諸収入では、町預金利子で1万円を減額。

諸収入の3項雑入、納付金で1,000円を減額、雑入では2,354万4,000円を追加。主なものといたしまして、34ページをお願いいたします。消防団員退職報償金で624万4,000円を追加、また、県への職員派遣負担金の確定により729万3,000円を措置してございます。

21款町債では、各事業の精査によりまして、次の36ページをお願いいたします。合計で561万円の減額となつてございます。

以上が3月31日付をもって専決した内容でございます。

何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、報告第4号につきましてご説明いたします。

報告第4号、平成28年度上富田町一般会計繰越明許費繰越計算書。

2款総務費では、個人番号カード交付事業で繰越額136万2,000円。

3款民生費では、臨時福祉給付金等給付事業で繰越額6,417万9,000円。

9款教育費では、学校給食施設整備事業で繰越額9億449万2,000円。

3事業合計で9億7,003万3,000円となつてございます。

財源内訳につきましては、国県支出金で2億814万6,000円、地方債で7億50万円、一般財源で6,138万7,000円となつてございます。

平成29年6月8日提出、上富田町長小出隆道。

この報告書につきましては、専決第3号の第2条によりご説明申し上げました繰越明

許費において、地方自治法施行令第146条の規定に基づきまして財源内訳とともに報告するものでございます。

何とぞご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本明生）

暫時休憩します。

午前10時40分まで休憩します。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時39分

○議長（山本明生）

再開します。

引き続き、提案理由の説明を求めます。

原君。

○住民生活課長（原 宗男）

よろしくお願いいたします。

私からは、報告第5号から報告第8号までご説明いたします。

報告第5号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記。

専決第4号、平成28年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）。

平成29年6月8日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第4号、平成28年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）。

平成28年度上富田町の特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,540万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億935万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月31日専決、上富田町長小出隆道。

なお、この会計における3月末の国保加入世帯は2,591世帯です。被保険者数は4,379人となっています。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

1款国民健康保険税では、補正前の額から3,165万8,000円を減額し、4億7,479万3,000円と定めています。

2款使用料及び手数料では、補正前の額に14万3,000円を追加。

3款国庫支出金では、補正前の額に1,373万2,000円を追加。

4款療養給付費交付金では、補正前の額から1,094万1,000円を減額。

5款前期高齢者交付金では、補正前の額から4,115万7,000円を減額。

6款県支出金では、補正前の額から950万5,000円を減額。

7款共同事業交付金では、補正前の額から4,451万5,000円を減額。

8款財産収入では、補正前の額から4万6,000円を減額。

9款繰入金では、補正前の額から3,232万4,000円を減額。

11款諸収入では、補正前の額に1,087万円を追加。

歳入合計では、補正前の額から1億4,540万1,000円を減額し、22億935万1,000円と定めています。

3ページをお願いします。

歳出です。

1款総務費では、補正前の額から515万2,000円を減額し、3,852万1,000円と定めています。

2款保険給付費では、補正前の額から7,638万円を減額。

3款後期高齢者支援金等では、補正前の額から740万1,000円を減額。

4款前期高齢者納付金等では、補正前の額から15万3,000円を減額。

5款老人保健拠出金では、補正前の額から11万2,000円を減額。

6款介護納付金では、補正前の額から2,599万9,000円を減額。

7款共同事業拠出金では、補正前の額から7,030万1,000円を減額。

8款保健事業費では、補正前の額から569万1,000円を減額。

9款基金積立金では、補正前の額に4,995万5,000円を追加。

10款公債費では、補正前の額から150万円を減額。

4ページをお願いします。

1 1 款諸支出金では、補正前の額から1 6 6 万7, 0 0 0 円を減額。

1 2 款予備費では、補正前の額から1 0 0 万円を減額。

歳出合計では、補正前の額から1 億4, 5 4 0 万1, 0 0 0 円を減額し、2 2 億9 3 5 万1, 0 0 0 円と定めています。

次の5 ページから7 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきまして、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

8 ページ、9 ページをお願いします。

2、歳入です。

1 款国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税では2, 4 4 2 万2, 0 0 0 円を減額。主なもので、医療給付費分現年課税分1, 5 6 2 万6, 0 0 0 円を減額しています。

2 目退職被保険者等国民健康保険税では7 2 3 万6, 0 0 0 円を減額。主なもので、医療給付費分現年課税分5 4 8 万8, 0 0 0 円を減額しています。

1 0 ページ、1 1 ページをお願いします。

2 款使用料及び手数料、1 目督促手数料では1 4 万3, 0 0 0 円を追加。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金では、合計で1 8 4 万1, 0 0 0 円を減額。主なもので、療養給付費負担金で1, 0 0 6 万3, 0 0 0 円を追加、介護納付金負担金で8 2 3 万7, 0 0 0 円を減額、高額医療費共同事業負担金で2 4 6 万円を減額しています。

2 項国庫補助金では、1 2 ページ、1 3 ページをお願いします、合計で1, 5 5 7 万3, 0 0 0 円を追加。主なもので、普通調整交付金1, 3 6 9 万3, 0 0 0 円を追加しています。

4 款療養給付費交付金では1, 0 9 4 万1, 0 0 0 円を減額。

5 款前期高齢者交付金では4, 1 1 5 万7, 0 0 0 円を減額。

6 款県支出金、1 項県負担金では、合計で1, 0 2 1 万6, 0 0 0 円を減額。主なもので、普通調整交付金2, 3 1 2 万2, 0 0 0 円を減額、特別調整交付金で1, 5 3 6 万6, 0 0 0 円を追加措置してございます。

1 4 ページ、1 5 ページをお願いします。

2 項県補助金、1 目財政対策補助金では7 1 万1, 0 0 0 円を追加。

7 款共同事業交付金、1 目高額医療費共同事業交付金では1, 7 7 0 万9, 0 0 0 円を追加。

2 目保険財政共同安定化事業交付金では6, 2 2 2 万4, 0 0 0 円を減額しています。

8 款財産収入では、国民健康保険基金預金利子4 万6, 0 0 0 円を減額してございます。

9 款繰入金、1 目一般会計繰入金では3, 232 万4, 000 円を減額。主なもので、財政安定化支援事業繰入金2, 500 万円を減額しています。

16 ページ、17 ページをお願いします。

11 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料では、合計で984 万7, 000 円を追加。

2 項町預金利子では、1, 000 円を減額しています。

3 項雑入では、合計で102 万4, 000 円を追加しています。

18 ページ、19 ページをお願いします。

3、歳出です。

1 款総務費、1 項総務管理費では、合計で303 万8, 000 円を減額。

2 項徴税費では207 万3, 000 円を減額しています。いずれも、それぞれの所要の経費の精査により精査を行ってございます。

20、21 ページをお願いします。

3 項運営協議会費では4 万1, 000 円を減額。

2 款保険給付費、1 項療養諸費では、合計で6, 808 万8, 000 円を減額。

それぞれ精査を行っています。

2 項高額療養費では、22、23 ページをお願いします。合計で168 万2, 000 円を減額。同じくそれぞれの精査を行ってございます。

3 項移送費では、給付がありませんでしたので2 万円を減額し、ゼロ円としてございます。

4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金では631 万7, 000 円を減額し、628 万3, 000 円と定めてございます。

24、25 ページをお願いします。

2 目審査支払手数料では3, 000 円を減額。

5 項葬祭諸費、1 目葬祭費では27 万円を減額し、63 万円と定めてございます。

3 款後期高齢者支援金等では、額の決定により740 万1, 000 円を減額してございます。後期高齢者支援金とは、後期高齢者医療制度の財源となるものであり、その財源のうち約40%を国民健康保険初め各健康保険組合等で負担するものでございます。

4 款前期高齢者納付金等では、次の26 ページ、27 ページをお願いします、額の決定により15 万3, 000 円を減額してございます。前期高齢者とは、65 歳以上75 歳未満の高齢者のことをいいます。定年退職などで会社を退職した後に国民健康保険に加入する方が多く、そのため、国民健康保険における高齢者医療の負担は他の医療者保険より大きくなります。その医療保険間の負担の不均衡を解消するため、前期高齢者の

加入率の低い健康組合等が前期高齢者納付金を負担することになります。

5 款老人保健拠出金では、額の決定により 1 1 万 2, 0 0 0 円を減額してございます。

6 款介護納付金では、額の決定により 2, 5 9 9 万 9, 0 0 0 円を減額してございます。

7 款共同事業拠出金、1 目高額医療費拠出金では、額の決定により 9 8 3 万 9, 0 0 0 円を減額してございます。1 件当たり 8 0 万円を超える高額医療費が発生した場合、国保財政の急激な影響の緩和を図るため、そのうちの 1 0 0 分の 5 9 を国保連合会から高額医療交付金として交付されます。その財源として各市町村の国保から拠出金として出し合うものでございます。

2 8 ページ、2 9 ページをお願いします。

2 目保険財政共同安定化事業拠出金では、額の決定により 6, 0 4 6 万 2, 0 0 0 円を減額してございます。これにつきましては、市町村国保間の保険料の平準化、国保財政の安定を図るため、1 件当たり 8 0 万未満の医療費についてもそのうちの 1 0 0 分の 5 9 を国保連合会から交付されます。同じく、その財源を市町村国保から拠出し、出し合うものでございます。

8 款保健事業費、1 項特定健康診査等事業費では 4 4 6 万 9, 0 0 0 円を減額、それぞれの所要の経費の精査を行ってございます。

2 項保健事業費では、3 0 ページ、3 1 ページをお願いします、同じく所要の経費の精査を行い、1 2 2 万 2, 0 0 0 円を減額してございます。

9 款基金積立金、1 目国民健康保険基金積立金では、4, 9 9 5 万 5, 0 0 0 円を追加してございます。これにより、基金の残高は、1, 0 0 0 円単位でございますが、3 億 4, 0 0 8 万 3, 0 0 0 円となる見込みでございます。

1 0 款公債費、1 目利子では、一時借入金をしていませんので 1 5 0 万全額を減額してございます。

1 1 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金では、次の 3 2、3 3 ページをお願いします、合計で 1 6 7 万 3, 0 0 0 円を減額しています。

2 項返還金では、過年度分老人保健医療費拠出金負担金返還金 6, 0 0 0 円を追加してございます。

1 2 款予備費では、1 0 0 万円を減額してございます。

次の 3 4 ページ、3 5 ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしく願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続いて、報告第 6 号についてご説明いたします。

報告第6号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記。

専決第5号、平成28年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第4号）。

平成29年6月8日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第5号、平成28年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第4号）。

平成28年度上富田町の特別会計介護保険補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4,452万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7,987万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成29年3月31日専決、上富田町長小出隆道。

なお、この会計における3月末の第1号被保険者数は3,887人で、認定者数は第1号被保険者で844人、第2号被保険者で26人、受給者数は第1号被保険者で564人、第2号被保険者で20人となっております。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

1款保険料では、補正前の額に49万円を追加し、2億7,029万3,000円と定めています。

2款使用料及び手数料では、補正前の額に2万円を追加。

3款国庫支出金では、補正前の額から11万3,000円を減額。

4款支払基金交付金では、補正前の額から1,844万円を減額。

5款県支出金では、補正前の額から5万6,000円を減額。

6款財産収入では、補正前の額から1,000円を減額。

7款繰入金では、補正前の額から1,466万2,000円を減額。

9款諸収入では、補正前の額に185万2,000円を追加。

10款町債では、補正前の額から1,361万5,000円を減額。

歳入合計では、補正前の額から4,452万5,000円を減額し、14億7,987万9,000円と定めています。

3ページをお願いします。

歳出です。

1款総務費では、補正前の額から100万9,000円を減額し、3,791万7,000円と定めています。

2款保険給付費では、補正前の額から4,004万4,000円を減額。

3款公債費では、補正前の額から150万円を減額。

4款地域支援事業費では、補正前の額から91万5,000円を減額。

5款諸支出金では、補正前の額から105万7,000円を減額。

歳出合計では、補正前の額から4,452万5,000円を減額し、14億7,987万9,000円と定めています。

4ページをお願いします。

「第2表 地方債補正」の変更でございます。

起債の目的、財政安定化基金貸付金、補正前は限度額を3,961万5,000円としておりますが、補正後では限度額を2,600万円に変更してございます。

起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。よろしくお願いいたします。

次の5ページから7ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきまして、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

8ページ、9ページをお願いします。

2、歳入です。

1款保険料、1目第1号被保険者保険料では49万円を追加。

2款使用料及び手数料では、督促手数料2万円を追加。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金では31万2,000円を追加。

2項国庫補助金では、合計で42万5,000円を減額しています。

10ページ、11ページをお願いします。

4款支払基金交付金では、合計で1,844万円を減額。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金では6万円を減額。

2項県補助金では、合計で4,000円を追加しています。

6款財産収入では、介護給付費準備基金預金利子1,000円を減額してございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金では、12ページ、13ページをお願いします。合

計で1, 466万2, 000円を減額しています。

9款諸収入、1項町預金利子では1, 000円を減額。

2項雑入では、14ページ、15ページをお願いします。合計で185万3, 000円を追加してございます。

10款町債、1目財政安定化基金貸付金では、1, 361万5, 000円を減額し、2, 600万円と定めてございます。

16、17ページをお願いします。

3、歳出です。

1款総務費、1項総務管理費では92万4, 000円を減額、それぞれ所要の経費の精査を行ってございます。

2項徴収費では4万円を減額。

3項介護認定調査費では4万5, 000円を減額しています。いずれも所要の経費の精査を行ってございます。

18、19ページをお願いします。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費につきましては、要介護認定者に要した介護サービス費でございます。それぞれ精査を行い、合計で3, 480万3, 000円を減額しています。

20、21ページをお願いします。

2項介護予防サービス等諸費につきましては、要支援認定者に要した要介護予防サービス費でございます。それぞれ精査を行い、合計で238万2, 000円を減額してございます。

3項その他諸費では、審査支払手数料1万9, 000円を減額しています。

22、23ページをお願いします。

4項高額介護サービス等費では、合計で38万6, 000円を減額。

5項高額医療合算介護サービス等費では、21万4, 000円を減額。

6項特定入所者介護サービス等費につきましては、施設入所者の食事、居住費に係る分でございます。24、25ページをお願いします。合計で224万円を減額してございます。

3款公債費、2目利子では、一時借入金をしていませので150万円を減額してございます。

4款地域支援事業費、1項介護予防・日常生活支援総合事業費では、それぞれの所要の経費の精査により、26、27ページをお願いします。合計で15万円を減額してございます。

2 項包括的支援事業・任意事業費につきましては、それぞれの所要の経費の精査により、28、29 ページをお願いします。76 万 5,000 円を減額してございます。

5 款諸支出金、1 目償還金では、過年度分介護給付費に係る返還金及び地域支援事業費に係る返還金を精査によりまして105 万 7,000 円を減額してございます。

次の30 ページ、31 ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしく願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続いて、報告第7号についてご説明いたします。

報告第7号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179 条第1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記。

専決第6号、平成28 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第3号）。

平成29 年6 月8 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第6号、平成28 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第3号）。

平成28 年度上富田町の特別会計後期高齢者医療補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1 条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ896 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2 億 7,471 万 5,000 円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成29 年3 月31 日専決、上富田町長小出隆道。

なお、この会計における3 月末の被保険者数は1,988 人となってございます。

次のページをお願いします。

「第1 表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

1 款保険料では、補正前の額から790 万 3,000 円を減額し、8,942 万 3,000 円と定めています。

2 款使用料及び手数料では、補正前の額に5,000 円を追加。

3 款繰入金では、補正前の額から118 万 9,000 円を減額。

5 款諸収入では、補正前の額に12 万 5,000 円を追加。

歳入合計では、補正前の額から８９６万２，０００円を減額し、２億７，４７１万５，０００円と定めています。

３ページをお願いします。

歳出です。

１款総務費では、補正前の額から２２万２，０００円を減額し、１，０９５万８，０００円と定めています。

２款後期高齢者医療広域連合納付金では、補正前の額から８７３万２，０００円を減額。

３款保健事業費では、補正前の額から３万７，０００円を減額。

４款公債費では、補正前の額から１８万８，０００円を減額。

５款諸支出金では、補正前の額に２１万７，０００円を追加。

歳出合計では、補正前の額から８９６万２，０００円を減額し、２億７，４７１万５，０００円と定めています。

５ページをお願いします。

５ページから７ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、１、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

８ページ、９ページをお願いします。

２、歳入です。

１款保険料、１目後期高齢者保険料では７９０万３，０００円を減額。

２款使用料及び手数料では、督促手数料５，０００円を追加。

３款繰入金、１目一般会計繰入金では１１８万９，０００円を減額しています。

５款諸収入、１項延滞金、加算金及び過料、１目過料では１，０００円を減額。

１０ページ、１１ページをお願いします。

２項町預金利子では１，０００円を減額。

３項雑入では１２万７，０００円を追加。人間ドック補助金９万円を減額、過年度保険料返納金２１万７，０００円を追加してございます。

１２、１３ページをお願いします。

３、歳出です。

１款総務費、１項総務管理費では、所要の経費の精査により１３万６，０００円を減額しています。

２項徴収費では、同じく所要の経費の精査により８万６，０００円を減額してございます。

２款後期高齢者医療広域連合納付金では、納付金の確定により８７３万２，０００円

を減額してございます。

3款保健事業費では、人間ドック補助金3万7,000円を減額してございます。

14、15ページをお願いします。

4款公債費、1目利子では、一時借入金をしていませんので18万8,000円全額減額してございます。

5款諸支出金、1目保険料還付金では、21万7,000円を追加してございます。

16ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続いて、報告第8号についてご説明いたします。

報告第8号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記。

専決第7号、平成28年度上富田町特別会計診療所事業補正予算（第2号）。

平成29年6月8日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第7号、平成28年度上富田町特別会計診療所事業補正予算（第2号）。

平成28年度上富田町の特別会計診療所事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ668万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,588万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月31日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

1款診療収入では、補正前の額から872万9,000円を減額し、1,723万5,000円と定めています。

2款使用料及び手数料では、補正前の額に4万9,000円を追加。

3款繰入金では、補正前の額に184万4,000円を追加。

4 款諸収入では、補正前の額に 1 5 万 2, 0 0 0 円を追加。

歳入合計では、補正前の額から 6 6 8 万 4, 0 0 0 円を減額し、3, 5 8 8 万 7, 0 0 0 円と定めています。

3 ページをお願いします。

歳出でございます。

1 款総務費では、補正前の額から 2 0 6 万 7, 0 0 0 円を減額し、2, 9 8 3 万 4, 0 0 0 円と定めています。

2 款医業費では、補正前の額から 4 3 9 万 2, 0 0 0 円を減額。

3 款公債費では、補正前の額から 2 2 万 5, 0 0 0 円を減額。

歳出合計では、補正前の額から 6 6 8 万 4, 0 0 0 円を減額し、3, 5 8 8 万 7, 0 0 0 円と定めています。

5 ページをお願いします。

5 ページから 7 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

8、9 ページをお願いします。

2、歳入です。

1 款診療収入、1 項外来収入では、合計で 1, 1 1 6 万 4, 0 0 0 円を減額。

2 項その他の診療収入、1 目一般診療及び諸検査等収入では 2 4 3 万 5, 0 0 0 円を追加。

2 款使用料及び手数料、1 目手数料では、診断書等交付手数料 4 万 9, 0 0 0 円を追加しています。

1 0 ページ、1 1 ページをお願いします。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金では 1 8 6 万 3, 0 0 0 円を追加し、1, 8 2 5 万 3, 0 0 0 円と定めてございます。

2 項財産区繰入金、1 目財産区繰入金では、市ノ瀬財産区繰入金 1 万 9, 0 0 0 円を減額してございます。

4 款諸収入、1 目雑入では、飲料水自動販売機売上手数料 2, 0 0 0 円を減額、薬品製造販売後調査等協力金 1 5 万 4, 0 0 0 円を追加してございます。

1 2 ページ、1 3 ページをお願いします。

3、歳出です。

1 款総務費につきましては、所要の経費の精査を行い、2 0 6 万 7, 0 0 0 円を減額してございます。

2 款医業費につきましても、所要の経費の精査を行い、1 4 ページ、1 5 ページをお

願います。合計で４３９万２，０００円を減額してございます。

３款公債費、１目利子では、一時借入金をしていませんので２２万５，０００円全額減額してございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本明生）

産業建設課、川口君。

○産業建設課企画員（川口孝志）

よろしくお願いいたします。

私からは、報告第９号をご説明申し上げます。

報告第９号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第１７９条第１項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記。

専決第８号、平成２８年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第４号）。

平成２９年６月８日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第８号、平成２８年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第４号）。

平成２８年度上富田町の特別会計宅地造成事業補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ２，１９９万１，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５億５，９４２万７，０００円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

平成２９年３月３１日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第１表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

今回、事業費の確定によりまして精査してございます。

１款財産収入、補正前の額から３万６，０００円を減額し、２，０００円。

２款繰入金、補正前の額から７５３万６，０００円を減額し、２，２４６万４，０００円。

３款諸収入、補正前の額から１，４４１万９，０００円を減額し、５億３，６９６万

1, 000円。

歳入合計では、補正前の額から2, 199万1, 000円を減額し、5億5, 942万7, 000円と定めてございます。

歳出でございます。

歳出につきましても精査してございます。

1款宅地造成費、補正前の額から1, 651万6, 000円を減額し、2億1, 347万4, 000円。

2款公債費、補正前の額から547万5, 000円を減額し、ゼロ円。

歳出合計では、補正前の額から2, 199万1, 000円を減額し、5億5, 942万7, 000円と定めてございます。

次の3ページから5ページの事項別明細書につきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

6、7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

利子及び配当金、補正前の額から3万6, 000円を減額し、2, 000円。

上富田町企業用地造成事業基金繰入金、補正前の額から753万6, 000円を減額し、2, 246万4, 000円。

宅地造成事業収入、補正前の額から4, 567万5, 000円を減額し、5億214万4, 000円。

町預金利子、補正前の額から1, 000円を減額し、ゼロ円。

雑入、補正前の額に3, 125万7, 000円を追加し、3, 481万7, 000円としてございます。

8、9ページをお願いいたします。

歳出でございます。

宅地造成事業費、今回、精査によりまして補正前の額から913万円を減額し、1億8, 921万2, 000円としてございます。

続きまして、残土処理場事業費でございます。補正前の額から738万6, 000円を減額し、2, 426万2, 000円としてございます。これにつきましても事業費の精査によるものでございます。

2款公債費、利子、補正前の額から547万5, 000円を減額し、ゼロ円としてございます。一時借入金利子の減額でございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本明生）

教育委員会生涯学習課長、新堀君。

○教育委員会生涯学習課長（新堀浩士）

私からは、報告第10号についてご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

報告第10号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記。

専決第9号、平成28年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第2号）。

平成29年6月8日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

専決第9号、平成28年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第2号）。

平成28年度上富田町の特別会計奨学事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ921万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月31日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

1款財産収入、補正前の額から1,000円を減額。

2款繰越金、補正前の額から1,000円を減額。

3款諸収入、補正前の額から2,000円を減額。

歳入合計では、補正前の額から4,000円を減額して、921万7,000円と定めております。

歳出では、1款総務費、補正前の額から4,000円を減額。

歳出合計、補正前の額から4,000円を減額して、921万7,000円と定めております。

次の3ページから5ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきまして、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

6 ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

1 款財産収入、1 目利子及び配当金、補正前の額から 1, 0 0 0 円を減額。

2 款、1 目繰越金で、補正前の額から 1, 0 0 0 円を減額。

3 款諸収入、1 項、1 目延滞金、補正前の額から 1, 0 0 0 円を減額。

2 項、1 目町預金利子で、補正前の額から 1, 0 0 0 円を減額。

8 ページをお願いいたします。

3、歳出では、1 款総務費、1 目一般管理費で、補正前の額から 4, 0 0 0 円を減額しております。不用となった諸経費を減額の上、2 5 節奨学基金積立金に追加するものでございます。

なお、最終貸し付け件数につきましては、新規 8 件、継続 2 1 件、合計 2 9 件の 6 4 0 万 8, 0 0 0 円となっております。また、平成 2 8 年度末の基金残高は 1, 3 8 3 万 9, 7 0 5 円の見込みとなっております。

以上でございます。ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本明生）

上下水道課、三栖君。

○上下水道課長（三栖啓功）

よろしくお願いいたします。

私からは、報告第 1 1 号、報告第 1 2 号についてご説明申し上げます。

報告第 1 1 号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記。

専決第 1 0 号、平成 2 8 年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第 4 号）。

平成 2 9 年 6 月 8 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第 1 0 号、平成 2 8 年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第 4 号）。

平成 2 8 年度上富田町の特別会計農業集落排水事業補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 7 5 万 5, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 9, 4 5 2 万 7, 0 0 0 円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月31日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

歳入につきましては、今回、事業の確定により、一般会計繰入金等の減額を初めとする補正でございます。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

1 款分担金及び負担金、補正前の額に284万7,000円を追加。

2 款使用料及び手数料、補正前の額に254万8,000円を追加。

3 款財産収入、補正前の額から1,000円減額。

4 款繰入金、補正前の額から614万8,000円減額。

5 款諸収入、補正前の額から1,000円減額。

歳入合計としまして、補正前の額から75万5,000円を減額し、1億9,452万7,000円と定めております。

歳出でございます。

1 款農業集落排水事業費、補正前の額から63万円を減額。

2 款公債費としまして、補正前の額から12万5,000円を減額。

歳出合計としまして、補正前の額から75万5,000円を減額しております。計としまして、1億9,452万7,000円と定めております。

次のページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、総括、3ページ、4ページ、5ページにつきましてはお目通しをお願いします。

6、7ページをお願いします。

歳入でございます。

2、歳入。

1 目農業集落排水事業負担金、補正前の額に284万7,000円を追加しております。

2 款使用料及び手数料、1 目農業集落排水使用料、補正前の額に254万8,000円を追加しております。

3 款財産収入、1 目利子及び配当金で、補正前の額から1,000円減額しております。

4 款繰入金、1 目一般会計繰入金、補正前の額から614万8,000円を減額しております。

5 款諸収入、1 目町預金利子、補正前の額から 1, 0 0 0 円減額しております。

次の 8 ページ、9 ページをお願いします。

歳出でございます。

3、歳出でございます。

1 款農業集落排水事業費、1 目総務費でございます。補正前の額から 4 3 万 7, 0 0 0 円を減額しております。主なものとしましては、職員時間外勤務手当、委託料、汚水処理施設維持管理委託料及び経営戦略策定支援業務委託料の減額でございます。

2 目施設維持管理費でございます。補正前の額から 1 9 万 3, 0 0 0 円を減額しております。主なものとしましては、光熱水費の減額、修繕費の増額、役務費、し尿浄化槽清掃手数料の減額でございます。計としましては、補正前の額から 6 3 万円を減額しております。

2 款公債費、2 目利子でございます。補正前の額から 1 2 万 5, 0 0 0 円を減額しております。

合計としましては、1 億 1, 7 6 4 万 8, 0 0 0 円と定めております。

次のページをお願いします。

1 0 ページの給与費明細書につきましては、お目通しをお願いします。

何とぞご承認賜りますようよろしくお願いします。

続きまして、報告第 1 2 号についてご説明申し上げます。

報告第 1 2 号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記。

専決第 1 1 号、平成 2 8 年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第 4 号）。

平成 2 9 年 6 月 8 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第 1 1 号、平成 2 8 年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第 4 号）。

平成 2 8 年度上富田町の特別会計公共下水道事業補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2 1 3 万 2, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 7, 0 5 5 万 7, 0 0 0 円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月31日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

歳入につきましては、今回、事業の確定により精査を行ってございます。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

1 款分担金及び負担金、補正前の額に153万4,000円を追加。

2 款使用料及び手数料、補正前の額に503万3,000円を追加。

5 款財産収入としまして、補正前の額から2万5,000円を減額しております。

6 款繰入金、補正前の額から1,018万9,000円を減額しております。

7 款繰越金、補正前の額に88万1,000円を追加。

8 款諸収入、補正前の額に489万8,000円を追加。

歳入合計としまして、補正前の額に213万2,000円を追加し、3億7,055万7,000円と定めております。

歳出でございます。

1 款公共下水道事業、補正前の額に372万4,000円を追加。

2 款公債費としまして、補正前の額から159万2,000円を減額。

歳出合計としまして、補正前の額に213万2,000円を追加し、3億7,055万7,000円と定めております。

次のページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、3 ページ、4 ページ、5 ページにつきましては、お目通しをお願いします。

6 ページ、7 ページをお願いします。

歳入でございます。

2、歳入。

1 款分担金及び負担金、1 目公共下水道受益者負担金、補正前の額に153万4,000円を追加。

2 款使用料及び手数料、1 目公共下水道使用料、補正前の額に503万3,000円を追加。

5 款財産収入、利子及び配当金、補正前の額から2万5,000円を減額。

6 款繰入金、1 目一般会計繰入金、補正前の額から1,018万8,000円を減額しております。

8 ページをお願いします。

6 款繰入金、1 目下水道事業基金繰入金、補正前の額から1,000円減額。

7款繰越金、1目繰越金、補正前の額に88万1,000円を追加。

8款諸収入、1目町預金利子、補正前の額から1,000円減額。

8款諸収入、1目雑入、補正前の額に489万9,000円を追加しております。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

3、歳出。

1款公共下水道事業費、1目公共下水道事業費、補正前の額に1,229万4,000円を追加しております。主なものとしましては、下水道事業基金積立金1,226万3,000円を追加でございます。これにより、平成29年度の基金総額は2億8,247万8,350円となる見込みでございます。

2目施設維持管理費でございます。補正前の額から857万円を減額しております。主なものとしましては、需用費、委託料の減額でございます。

合計としまして、補正前の額に372万4,000円を追加して定めております。

次のページをお願いします。

2款公債費でございます。

2目利子、補正前の額から159万2,000円を減額し、計としまして1億1,852万6,000円と定めております。

次のページをお願いします。

12ページの給与費明細書につきましては、お目通しを願います。

何とぞご承認賜りますようよろしくお願いします。

○議長（山本明生）

産業建設課、川口君。

○産業建設課企画員（川口孝志）

よろしくお願いいたします。

私からは、報告第13号をご説明申し上げます。

報告第13号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記。

専決第12号、平成29年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第1号）。

平成29年6月8日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第12号、平成29年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第1号）。

平成29年度上富田町の特別会計宅地造成事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億345万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億704万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

一時借入金の補正。

第2条、一時借入金の借り入れの最高額に3億円を追加し、一時借入金の借り入れの最高額を4億円とする。

平成29年5月31日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

2款諸収入、補正前の額に3億345万円を追加し、7億704万4,000円。

歳入合計では、補正前の額に3億345万円を追加し、7億704万6,000円と定めてございます。

歳出でございます。

2款公債費、補正前の額に337万5,000円を追加し、487万5,000円。

3款前年度繰上充用金、補正前の額に3億7万5,000円を追加し、3億7万5,000円。

歳出合計では、補正前の額に3億345万円を追加し、7億704万6,000円と定めてございます。

次の3ページから5ページの事項別明細書につきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

6、7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

2款諸収入、宅地造成事業収入、補正前の額に3億345万円を追加し、7億274万9,000円。

計としまして、補正前の額に3億345万円を追加し、7億704万4,000円と定めてございます。

歳出でございます。

2款公債費、利子、補正前の額に337万5,000円を追加し、487万5,000

0円。一時借入金利子となってございます。

3款前年度繰上充用金、今回新たに3億7万5,000円を追加し、3億7万5,000円と定めてございます。

なお、参考としまして、28年度では3億4,595万3,000円となっております。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本明生）

総務政策課企画員、平尾君。

○総務政策課企画員（平尾好孝）

よろしくお願いします。

私のほうからは、報告第14号及び報告第15号についてご説明申し上げます。

まず、報告第14号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記。

専決第13号、平成29年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算（第1号）。

平成29年6月8日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第13号、平成29年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算（第1号）でございます。

平成29年度上富田町の特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ220万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ293万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は200万円と定める。

平成29年5月31日専決、上富田町長小出隆道。

次の2ページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

1款諸収入、1項貸付金元利収入、補正前の額に220万2,000円を追加し、293万9,000円と定めています。

次に、歳出でございます。

1款公債費、1項公債費、補正前の額に2万3,000円を追加し、76万円と定めています。

2款前年度繰上充用金、今回新たに217万9,000円を計上しております。

歳出合計としまして、補正前の額に220万2,000円を追加し、293万9,000円と定めております。

次の3ページから5ページの事項別明細書につきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願い申し上げます。

6ページ、7ページをお願いします。

2、歳入。

1款諸収入、1目宅地取得資金貸付金元利収入、補正前の額に220万2,000円を追加し、293万9,000円と定めています。これは貸付金元金過年度収入でございます。

次に、3、歳出。

1款公債費、2目利子、補正前の額に2万3,000円を追加し、10万1,000円と定めております。

2款前年度繰上充用金、今回新たに217万9,000円を追加計上しております。

続きまして、報告第15号についてご説明申し上げます。

報告第15号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記。

専決第14号、平成29年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第1号）。

平成29年6月8日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第14号、平成29年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第1号）でございます。

平成29年度上富田町の特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第1号）は、次に

定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,347万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,701万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は3,700万円と定める。

平成29年5月31日専決、上富田町長小出隆道。

2ページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」でございます。

歳入。

1款諸収入、1項貸付金元利収入、補正前の額に3,347万円を追加し、3,701万3,000円と定めております。

次に、歳出でございます。

1款公債費、1項公債費、補正前の額に41万6,000円を追加し、395万9,000円と定めております。

2款、1項前年度繰上充用金、今回新たに3,305万4,000円を計上しております。

歳出合計としまして、補正前の額に3,347万円を追加し、3,701万3,000円と定めています。

次の3ページから5ページの事項別明細書につきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

6ページ、7ページをお願いします。

2、歳入。

1款諸収入、1目住宅新築資金貸付金元利収入、補正前の額に3,347万円を追加し、3,701万3,000円と定めております。

次に、3、歳出でございます。

1款公債費、2目利子、補正前の額に41万6,000円を追加し、73万8,000円と定めております。

2款前年度繰上充用金でございます。今回新たに3,305万4,000円を計上しております。

以上でございます。ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本明生）

総務政策課長、福田君。

○総務政策課長（福田睦巳）

私からは、議案第36号と議案第37号についてご説明申し上げます。

議案第36号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の育児休業等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成29年6月8日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）。

職員の育児休業等に関する条例の一部改正。

職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

今回の改正は、児童福祉法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容は、育児休業取得の特別の事情として、保育所等における保育の利用を希望し申し込みを行っているが、当面その実施が行われないことを追加するための改正でございます。

それでは、改正条文について新旧対照表によりご説明させていただきますので、2ページ、3ページをお願いいたします。

第3条で再度の育児休暇が取得できる特別の事情として、第4条で育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情として、第10条で育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情として、それぞれ保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないことを追加しております。

1ページに戻ってください。

附則で、この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用するとしてございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第37号、上富田町集会所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町集会所設置及び管理に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成29年6月8日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町集会所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町集会所設置及び管理に関する条例の一部改正。

上富田町集会所設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

今回の改正は、下ノ岡町内会より、下ノ岡生活改善センターを町内会館として現に使用しており、町条例に追加してほしい旨の申し出があることから、本条例に上富田町下ノ岡会館として追加するものでございます。

位置につきましては、上富田町市ノ瀬 8 1 4 番地の 2 でございます。

下ノ岡会館は、木造平屋建てで床面積が 8 3. 8 平方メートルでございます。

附則で、この条例は、公布の日から施行するとしてございます。

最後のページに新旧対照表を添付しておりますので、ご参照ください。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本明生）

教育委員会生涯学習課長、新堀君。

○教育委員会生涯学習課長（新堀浩士）

私からは、議案第 3 8 号及び議案第 3 9 号についてご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

議案第 3 8 号、上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

平成 2 9 年 6 月 8 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正。

上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

今回の改正は、このたび竣工しましたスポーツサロンの条例上の設置を行うための一部改正及び前納に関する緩和措置でございます。ただし書きの一部改正等を行おうとするものでございます。

改正条文をごらんいただきたいと思います。

第 8 条中「前納できないとき」の次に「のほか、管理者が特に理由があると認めるとき」を加える。

第 1 9 条第 2 項中「利用者」を「使用者」に改める。

別表（第 8 条関係）中、上富田スポーツセンター球技場の表の次に次の表を加える。

上富田スポーツセンタースポーツサロン。区分、1 回。使用料、1, 2 9 0 円。備考、午前 9 時から午後 1 0 時まで、1 回 3 時間までといたしてございます。

附則で、この条例は、平成２９年７月１日から施行するとしてございます。

最後のページに新旧対照表を添付いたしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、議案第３９号についてご説明申し上げます。

議案第３９号、上富田文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

上富田文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成２９年６月８日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

上富田文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正。

今回の改正は、上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の前納に関する一部改正にあわせて、上富田文化会館の設置及び管理に関する条例で文化会館の前納に関する緩和措置でありますただし書きを新たに加えるための一部改正でございます。

それでは、改正条文をごらんいただきたいと思います。

第４条第１項に次のただし書きを加える。「ただし、官公署、学校等で使用料を前納できないときのほか、管理者が特に理由があると認めるときは、この限りでない」。

附則で、この条例は、平成２９年７月１日から施行するとしてございます。

最後のページに新旧対照表を添付しておりますので、ご参照いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本明生）

総務政策課、樫原君。

○総務政策課企画員（樫原基史）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第４０号につきましてご説明いたします。

議案第４０号、平成２９年度上富田町一般会計補正予算（第１号）。

平成２９年度上富田町の一般会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ５，５６９万９，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５億５，３６９万９，０００円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加、変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成29年6月8日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」でございます。

歳入につきまして、14款国庫支出金では、補正前の額に1,579万7,000円を追加し、6億2,519万4,000円と定めてございます。

15款県支出金では、補正前の額に7万5,000円を追加。

18款繰入金では、補正前の額に1,662万7,000円を追加。

20款諸収入では、補正前の額に250万円を追加。

21款町債では、補正前の額に2,070万円を追加。

歳入合計では、補正前の額に今回5,569万9,000円を追加し、58億5,369万9,000円と定めてございます。

次に、歳出につきまして、2款総務費では、補正前の額に239万4,000円を追加し、8億8,945万4,000円と定めてございます。

3款民生費では、補正前の額に49万2,000円を追加。

6款商工費では、補正前の額に2,621万円を追加。

7款土木費では、補正前の額に2,167万5,000円を追加。

9款教育費では、補正前の額に492万8,000円を追加。

歳出合計では、補正前の額に今回5,569万9,000円を追加し、58億5,369万9,000円と定めてございます。

3ページをお願いいたします。

「第2表 地方債補正」でございます。

追加で、地方創生事業につきまして限度額270万円と定めてございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、当初予算と変わりございませんので、お目通しをお願いいたします。

次のページをお願いいたします。

地方債補正の変更でございます。

地方道路等整備事業につきまして、補正前の限度額に今回1,800万円を追加し、2,650万円と定めてございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と変わりございませんので、お目通しをお願いいたします。

次の5ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、総括につきまして、このページから7ページまでは、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

それでは、各内訳につきまして歳出のほうからご説明いたしますので、12ページをお願いいたします。

12ページ、歳出につきまして、2款総務費では、一般管理費で番号制度関連システムの改修委託料239万4,000円を措置してございます。

3款民生費の社会福祉総務費では20万円を追加、第30回全国健康福祉祭あきた大会ねりんピック秋田大会への旅費2名分を措置してございます。

児童福祉総務費では、子育てワンストップサービス使用料として29万2,000円を措置してございます。

6款商工費の商工総務費では、地方創生推進交付金事業として2,621万円の追加、内容といたしまして、観光ツアー企画事業といたしまして観光ツアー企画委託料で300万円、法人設立業務委託料で250万円措置、次の14、15ページをお願いいたします。また、組織づくり事務局負担金300万円やワークショップの関係経費等を含め、観光ツアー企画事業全体で1,511万円を措置してございます。また、くちくまの熱中塾事業としては、芦山分館改修工事請負費500万円や13ページにございます設計管理業務委託料100万円を含め、全体で1,110万円を措置してございます。

7款土木費の土木総務費では167万5,000円を追加、町内会館建設等補助金4件分を措置してございます。

道路橋梁維持費では、維持補修工事請負費2,000万円を追加、町道新川北線の拡幅に係る経費を措置してございます。

9款教育費、2項小学校費の学校管理費では234万8,000円を追加、主なものといたしまして、朝来小学校体育館の床塗装ラインの修繕及び岩田小学校の水泳プール循環ろ過装置の修繕料を措置してございます。

次、16ページをお願いいたします。

3項中学校費の教育振興費では8万円の追加、修学旅行引率費補助金で支援員1名分の費用を追加してございます。

社会教育総務費では250万円を追加、大坊第2町内会のみこしの修繕分としてコミュニティ助成事業補助金250万円を措置してございます。

次に、歳入につきまして説明させていただきますので、8ページをお願いいたします。

歳入につきましては、今回の補正に係る財源となっております。

14款国庫支出金の総務費国庫補助金では、地方創生推進交付金で1,540万円を措置、番号制度関連システム整備事業費補助金で39万7,000円を措置。

15款県支出金では、民生費県補助金では全国健康福祉祭和歌山大会交流大会開催準備事業補助金で7万5,000円を措置してございます。

18款繰入金では、財政調整基金繰入金で1,662万7,000円を措置。今回の補正に係る一般財源を補填してございます。

20款諸収入では、雑入でコミュニティ助成事業助成金250万円を措置してございます。

次の10ページをお願いいたします。

21款町債では、総務債で地方創生事業債で270万円を措置。

土木債では、地方道路等整備事業債で1,800万円を措置してございます。

以上が今回の補正内容でございます。

何とぞご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本明生）

皆さんにお願いします。

お昼時間を少し経過することになりますが、そのまま提案理由の説明を続けますので、よろしくお願いします。

産業建設課、川口君。

○産業建設課企画員（川口孝志）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第41号についてご説明申し上げます。

議案第41号、町道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定に基づき、別紙町道の路線を認定する。

記。

別紙のとおり。

平成29年6月8日提出、上富田町長小出隆道。

お手元の参考資料によりまして、路線番号、路線名でご説明いたします。

1枚おめくりをお願いいたします。

認定路線調書でございます。

路線番号1257、路線名、緑ヶ丘4号線につきましては、峠緑ヶ丘団地より南西に約140メートル、南紀の台1号線からの支線道路で、延長275.29メートルとなっております。

続きまして、路線番号1258、路線名、緑ヶ丘4号支線につきましては、さきの緑ヶ丘4号線の支線道路で、延長が40.83メートルとなっております。

2路線合計で延長316.12メートルとなっております。

なお、認定路線調書の次に路線認定位置図を添付しておりますので、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本明生）

以上をもって提案理由の説明を終わります。

△延 会

○議長（山本明生）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

次回は、6月13日午前9時30分となっておりますので、ご参集願います。

延会 午後0時01分